（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（別表）

［略］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ベネズエラ	ボリバル・ソベラノ	8,700	6,000	3,300	3,300	900	1,400	1,400
ベリーズ	ベリーズ・ドル	286	196	107	107	29	45	45
ペルー	ソル	471	324	176	176	47	74	74
［略］								

［略］

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
スーダン	ポンド	2,363	1,625	886	886	236	369	369
セーシェル	セーシェル・ルピー	1,973	1,356	740	740	197	308	308
セネガル	CFAフラン	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
［略］								

改正前

（別表）

［略］

中南米

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
ベネズエラ	ボリバル・ソベラノ	8,700	6,000	3,300	3,300	900	1,400	1,400
［項を加える。］								
ペルー	ソル	471	324	176	176	47	74	74
［略］								

［略］

アフリカ

国又は地域	単位	旅券法(以下「法」という。)第20条第1項第1号の処分に係る手数料 (10年旅券)	法第20条第1項第2号の処分に係る手数料 (5年旅券)	処分の申請をする者が12歳未満であるとき	法第20条第1項第3号の処分に係る手数料 (記載事項変更旅券，限定旅券等)	法第20条第1項第4号の処分に係る手数料 (渡航先追加)	法第20条第1項第5号の処分に係る手数料 (査証欄増補)	法第20条第1項第6号の処分に係る手数料 (渡航書)
［略］								
スーダン	ポンド	2,363	1,625	886	886	236	369	369
［項を加える。］								
セネガル	CFAフラン	84,000	58,000	32,000	32,000	8,000	13,000	13,000
［略］								

備考　表中の［　］の記載は注記である。